



下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第124号

下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱（平成20年下呂市告示第97号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
補助対象事業	補助対象経費	補助対象事業	補助対象経費
(1) 集会施設	A・B (略)	(1) 集会施設	A・B (略)
	C. 熱中症対策整備事業（消費税含む。）		<p>エアコン購入費（設置費も含む。）</p> <p>ただし、平成21年経済産業省告示第213号「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」の基準を満たすエアコンに限る</p>
(2)～(5) (略)		(2)～(5) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	

改正後				改正前			
補助金額算出方法				補助金額算出方法			
補助対象事業		補助金の算出方法	限度額	補助対象事業		補助金の算出方法	限度額
(1) 集 会 施 設	A・B (略)		25万 円	(1) 集 会 施 設	A・B (略)		(2)~(5) (略)
	C. 熱中 症対策 整備事 業(消費 税含 む。)	実際に要した費 用に2分の1を 乗じて得た額					
	(2)~(5) (略)						

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(一部改正の失効)

2 この改正による改正後の下呂市コミュニティ施設等整備事業補助金交付要綱の規定は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。